

登録物件概要

物件登録番号	足助－114
物件所在地	足助町

所有者の 希望条件	用途	■居住用		■店舗等	
	希望形態	□売却		■賃貸	
	希望価格	□売却 万円		■賃貸 6万円	
	契約交渉の形態	□宅建協会による仲介		■直接契約	
	仲介手数料 (税込)	売却	物件所有者	円	／ 入居者 円
		賃貸	物件所有者	円	／ 入居者 円
	その他条件				

空き家の 状況	構造		木造瓦葺 2 階建			
	土地の面積		66.64 m ²	地目	宅地	境界確定 ■ 済 □ 未
	建物の面積		71.33 m ²	建 築 時 期	大正 10 年	
	間取		1 階：和室 4.5 畳、台所、トイレ、土間 2 階：洋室 10.5 畳			
	設 備	電気	引込済み		風呂	なし
		水道	上水道		トイレ	水洗
		水処理	下水道		TV・ネット	
		ガス	なし		その他	
	家財等残存物		■ 有（処分方法：利用者決定後家主が処分） □ 無			
	利用状況		2 か月に 1 回程度			
	駐車場		□ 有（ 台） ■ 無			
	補修の要否		不要		補修する者	□ 物件所有者 ■ 入居者
	付帯物件		なし			
ペットの可否		□ 可 ■ 否				
その他						
規制区域等	土砂災害特別警戒区域		非該当		土砂災害警戒区域	非該当
	山地災害危険地区		非該当		都市計画法	非該当
	その他					
事故物件			■ 非該当 □ 該当			

主要施設 までの距離	足助支所	0.2 km	足助中学校	0.7 km	足助小学校	0.8 km
	もみじこども園	1.4 km	足助病院	1 km	足助消防署	2.2 km
	足助警察署	1.1 km	バス停（基幹バス）	0.2 km		km

特記事項

重伝建地区内／伝統的建造物ではありません（別紙参照）

足助景観重点地区／町並みゾーン 旧街道筋

写 真



外観



1 階 土間と和室



1 階 土間



1 階 手洗い場とトイレ



1 階 台所



1 階 勝手口



1 階 手洗い場



階段

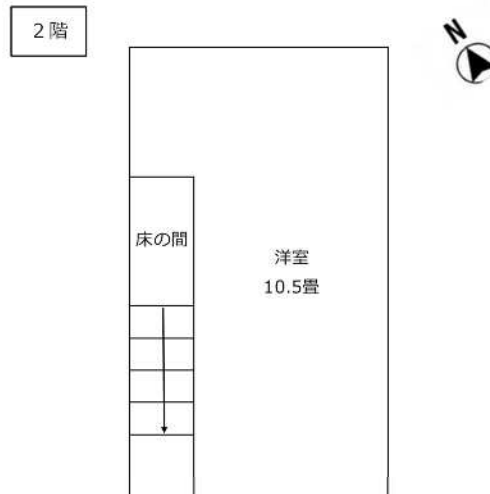
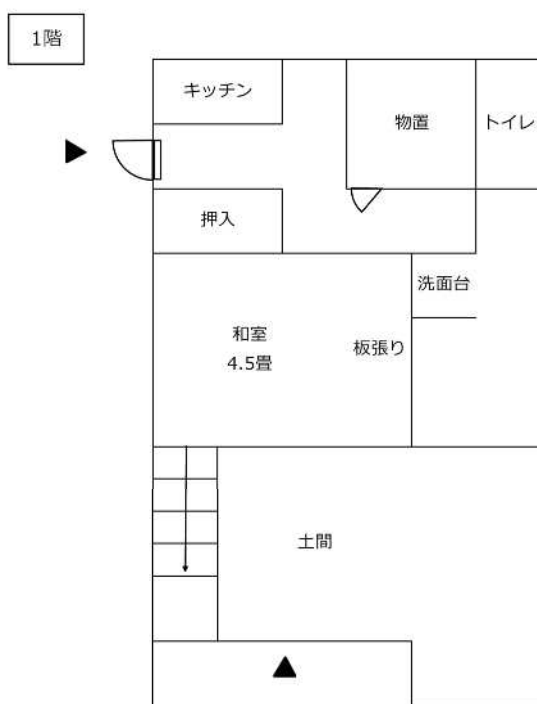


2 階 洋室



2 階 床の間

間取図



重要伝統的建造物群保存地区について

昭和 50 年の文化財保護法の改正により、伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、歴史的な町並みなどの保存が図られています。城下町や宿場町、商家町などの歴史的な町並みで、価値が高いと国が判断したものが重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定され、足助の町並みは、平成 23 年に選定されました。

具体的に重伝建地区内での物件の取引に関わる留意事項は、以下の 2 点です。

①現状変更行為について

地区内で行われる町並み・景観の**現状変更に関わるすべての行為について、事前に現状変更行為許可申請書を提出し、市の許可を受ける必要があります。**

具体的な内容としては、「建物の新築、増改築、移転、除却」「建物の修繕、模様替え、または色彩変更で外観を変更するもの」「宅地造成等の土地の形質変更」「木竹の伐採」「付属設備の取付け又は取替え」などがあります。

現状変更許可申請をするには、事前に「**足助町並み景観相談会**」に相談し、承認を得てください。

②補助制度について

歴史的な町並みの景観を保存・向上させることを目的とした補助制度です。基準に沿った工事の場合、補助を受けることができます。**（部分的な修繕は対象外です。）**

それぞれの基準に沿った工事を行った場合の補助対象経費や補助率は以下のとおりです。

	補助対象経費	補助率	上限額
「伝統的建造物」の修理	外観及び構造体力上主要な部分	80%	5,000 万円
その他の建築物等の修景	通りや高台から通常望見できる外観	60%	500 万円

※「伝統的建造物」とは、概ね築 50 年以上で歴史的な価値がある建物のうち、所有者の同意が得られたものが対象です。**（当物件は伝統的建造物ではありません。）**

原則、豊田市のほかの補助制度との併用はできませんが、一部の制度について、併用が可能な場合もあります。その他、当該制度については以下を参照していただくか、豊田市文化財課足助分室へお問合せください。

[豊田市公式ホームページ内「豊田市足助伝統的建造物群保存地区にかかる制度について](#)

豊田市文化財課足助分室 ☎0565-62-0609

✉bunkazai-asukebunshitsu@city.toyota.aichi.jp